

福井赤十字病院
院外処方運用マニュアル

令和6年9月2日作成

令和6年11月27日改定

【 目次 】

1. 対象患者 P.2
2. 処方薬剤 P.2
3. 処方箋への記載事項 P.3
4. 処方オーダー時における基本的事項 P.3
5. 後発医薬品について P.6
6. 問い合わせについて P.6
7. その他 P.7

1. 対象患者

(1) 院外処方箋で対応する患者

- 平日 8：30～17：00 に受診した患者

(2) 院外処方箋で対応しない患者

- 平日 8：30～17：00 以外に受診した患者
- 入院中の患者（入院中の他科受診、退院処方を含む）
- 院外処方が不可または困難な薬剤が処方されている患者（詳細は次項 2-(1)参照）
- 自賠責保険、労働災害保険 ※患者同意と医事課承認の場合には院外処方可
- 病院が認めた病院職員の病児
- その他、諸事情により院外処方不可の患者

2. 処方薬剤

原則、当院採用薬のうち、院外処方対象としている薬品を院外処方として処方できる。

<院外処方箋で処方できない薬剤>

(1) 公的規則により、院外処方箋で処方できない薬剤

- 治験薬
- 診断薬、検査薬、処置薬
- 指導料に含まれる医薬品等（血糖測定機器、在宅酸素加湿用精製水、治療を目的としない消毒薬、消毒綿等）
- 注射薬
ただし、在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料、在宅悪性腫瘍患者指導管理料、中心静脈栄養法指導料等）を算定できる注射薬は除く
- 院内製剤（P-AG 液等）
- 適応外使用薬剤
- プラセボ
- 特殊な管理が必要な薬剤（レブラミド、ポマリスト、サレド）

(2) その他、流通・管理・経済的な観点や、院外処方により患者の不安を著しく助長する可能性がある等、院外処方が困難な薬剤

- 緊急避妊薬
- 抗結核薬

3. 処方箋への記載事項

(1) 処方箋

院外処方箋には、次の項目の記載が義務づけられている。

- 患者氏名
- 生年月日
- 性別
- 区分
- 医薬品名
- 分量（内服薬では投与日数、外用薬では投与全量）
- 用法および用量
- 発行年月日
- 処方箋の使用期限
- 病院の名称および所在地
- 医師の記名押印または署名
- 保険者番号
- 被保険者証、被保険者手帳の記号、番号
- 公費負担番号および公費負担医療の受給者番号

(2) 麻薬を含む処方箋

麻薬を含む処方箋では、上記の項目以外に次の項目が印字される。

- 麻薬施用者の免許番号
- 患者の住所

4. 処方オーダー時における基本的事項

(1) 処方箋について

- 処方箋の保険区分

処方箋は保険区分ごとに1件発行する（保険区分に該当する薬剤のみ選択）

- 有効期限

院外処方箋の有効期限は発行日を含めて4日間

（特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には「処方箋の使用期限」欄に印字された日付を手書きで訂正し押印する。この場合において、当該処方箋は当該年月日の当日まで有効。）

- 処方分割

1 件の処方箋を院外・院内に分割不可

- 処方区分

院外・院内処方の同日発行不可（他の診療科受診も含む）

※同日での外来受診「院外処方」→ 救急外来「院内処方」：可

※同日での救急外来「院内処方」→ 外来受診「院外処方」：不可

(2) 病名について

- 処方を行う場合は、診療録に病名の登録を行う。

(3) 薬剤名について

- 原則、当院の院外処方対象薬剤として登録している採用薬から処方する。
- 薬剤名は商品名または一般名で表記される。

(4) 分量について

a) 内服薬

1 日分の投与量を入力する（処方箋には 1 回量も併記される）。

例外：ピコスルファート Na 経口液 0.75%

b) 頓服薬

1 回分の投与量を入力する。

c) 外用薬および注射薬

投与総量を入力する。

(5) 用法および用量

- 以下の内容に加え、必要に応じ服用に際しての留意事項等を入力する。

a) 内服薬（水剤、散剤含む）

服用回数（1 日 3 回等）、服用時点（毎食後等）および投与日数

b) 頓服薬

服用時点（頭痛時等）および投与回数

※1 処方当たり 20 回を上限とする。

c) 外用薬

使用回数、使用時点および使用部位

d) 注射

1 回当たりの使用量、1 日当たりの使用回数および使用時点

(6) 調剤上の指示について

a) 粉碎・混合指示

錠剤やカプセルの粉碎を指示する場合は「粉碎」、軟膏の混合を指示する場合は「混合」のコメントを選択する。

「薬品の粉碎」：コメントが記載された薬剤のみ粉碎となる。

「Rp の粉碎」：コメントが記載された Rp の薬剤のみ粉碎となる。

b) 一包化指示

一包化を指示する場合は「Rp の一包化」「オーダー全体の一包化」のコメントを選択する。

「オーダー全体の一包化」：処方箋に記載された薬剤がすべて一包化される。

「Rp の一包化」：コメントが記載された Rp の薬剤のみ一包化される。

「Rp を一包化しない」：コメントが記載された Rp の薬剤は一包化されない。

※同一処方内に「Rp の一包化」「オーダー全体の一包化」の両方が選択されている場合は、「Rp の一包化」が記載された Rp の薬剤のみ別一包化される。

(参照：当院において、製剤上一包化に適さない薬剤（光に弱い等）や抗がん剤等は PTP・ヒートのまま調剤している)

c) 水薬投与指示

水薬を原液での投与を指示する場合は「原液で」コメントを選択する。

※当院において、以下の場合「原液で」コメントの有無にかかわらず、すべて原液での指示としている。

①処方日数が 14 日を超える場合

②インクレミンシロップ 5%、アルロイド G 内用液 5%、単シロップ、ラクツロースシロップ 65%を調剤する場合

(7) 日数および回数について

a) 長期投与

「麻薬および向精神薬」「薬価基準収載後 1 年以内の医薬品」といった処方日数（回数）の制限があるものに関しては、長期の旅行等の特殊な事情がある場合を除き制限日数（回数）内とする。制限を超えて処方する場合はその理由を記載する。

b) 服用日指定

特に指示がない限り「服用開始日」は処方日と同一とする。服用開始日を指定する場合は Rp 毎に「服用開始日コメント：○年○月○日」を選択する。

(8) 薬剤情報

薬剤情報提供書（お薬の説明書等）を希望する場合「薬剤情報提供要」コメントを選択する。

(9) 以下余白

処方最後には「以下余白」が印字される。

5. 後発医薬品について

(1) 後発医薬品への変更について

処方した薬品に後発医薬品が存在し、患者が希望した場合、保険薬局において患者に説明と同意のうえ、後発医薬品に変更して調剤する。

(2) 後発医薬品への変更を不可とする場合

個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」に署名又は記名・押印する。

6. 問い合わせについて

(1) 各種問い合わせ窓口

① 処方内容等に関すること（処方に関する問い合わせなど）

● 薬剤部 TEL：0776-36-1850（直通）

② 保険に関すること（保険者番号、公費負担など）

● 各科外来受付 平日 8：30～17：00 TEL：0776-36-3630（代）

● 救急外来受付 上記時間以外 TEL：0776-36-3630（代）

(2) 運用について

● 処方関係

- ・ 保険薬局は、院外処方箋および問い合わせ内容を FAX する。
- ・ 保険薬局は、薬剤部に問い合わせの電話をする。
- ・ 薬剤部は、処方医に問い合わせに対する回答を得て、保険薬局に返答を行う。

● 保険関係

a) 時間内

- ・ 保険薬局は、各科外来受付に問い合わせの電話をする。
- ・ 各科外来受付は、問い合わせに対する回答を保険薬局に行う。

b) 時間外・休診日

- ・保険薬局は、救急外来受付に問い合わせの電話をする。
- ・救急外来受付は、問い合わせに対する回答を保険薬局に行う。

(3) 問い合わせ事前合意プロトコル

薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者の待ち時間軽減および患者への薬学的ケアの充実を図る目的で、医療機関と保険薬局との間で事前に合意を結ぶものであり、詳細は『院外処方箋における問い合わせ事前合意プロトコル』を参照とする。

7. その他

(1) 処方箋の紛失および有効期限切れ

処方箋の紛失や有効期限切れのために処方箋の再発行が必要な場合は、原則再度受診した上で必要に応じて処方箋の再発行を受ける。処方箋の再発行料は自費扱いとする。

(2) 調剤過誤時の対応

薬剤部に電話連絡し、報告内容を FAX 送信する。(FAX : 0776-34-6601)

※福井県薬剤師会等の様式を用いても良い

(3) トレーシングレポート

患者さんから聴き取ったアドヒアランス状況や症状の訴え、次回処方への提案など、即時性の低いものの、処方医への情報提供が望ましいと判断した事柄について、トレーシングレポートを FAX 送信する。(FAX : 0776-34-6601)

(4) 吸入薬指導加算および調剤後薬剤管理指導料

指導が必要と判断した場合、処方箋に指導依頼のコメントを記載する。保険薬局はコメントを参考に指導を行った後、指導報告書を FAX 送信する。(FAX : 0776-34-6601)

(5) システムダウン

電子カルテシステムダウン時は必要に応じ、手書き院外処方箋を発行する。